

議案第40号

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

災害応急対策のため本市の区域以外の地域に派遣される職員の種類の多様化及び当該職員が従事する業務の負担に鑑み、災害応急対策派遣手当を支給する対象者の範囲を拡大する等のため改正する。

[内 容]

災害応急対策派遣手当の支給対象者及び支給額を次のように変更することとする。

(第9条関係)

区 分	改 正 後	改 正 前
支給対象者	災害が発生した本市の区域以外の地域に派遣され、災害応急対策のための業務に従事した職員	災害が発生した本市の区域以外の地域に派遣され、災害応急対策のための業務に従事した消防吏員
支給額	業務の種類に応じ、日額1,680円以内において規則で定める額	日額1,680円

[適 用]

令和7年4月1日